

|                                                                                               |                           |         |                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------|-----------------|
| 判決年月日                                                                                         | 平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日      | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第 2 部 |
| 事 件 番 号                                                                                       | 平成 2 5 年（行ケ）第 1 0 1 5 4 号 |         |                 |
| ○発明の名称を「車両用指針装置」とする特許第 3 4 7 7 9 9 5 号の無効審判請求不成立審決について、進歩性が認められるとした審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した事案。 |                           |         |                 |

（関連条文） 特許法29条2項

## 1 事案の概要

原告は、発明の名称を「車両用指針装置」とする発明の請求項1～3（本件発明1～3。これらを総称して「本件発明」という。）について無効審判を請求した。特許庁は、本件発明1及び2は、引用発明（甲1）、周知技術1（甲2～7）、公知技術1（甲8）及び本件技術常識（甲5、11）に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないとし、本件発明3は、上記に加えて、公知技術2（甲9）を踏まえても、当業者が容易に発明することができたものとはいえないとした。

そこで、原告は、審決取消訴訟を提起し、本件発明1～3に係る相違点についての審決の容易想到性判断に誤りがあると主張した。

## 2 判断

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

### （1） 本件発明1及び2の容易想到性について

#### ア 本件発明の技術的意義

本件発明は、①乗員が座席に着席している場合にのみ自発光指針及び目盛り板の発光輝度の低下処理を行い、乗員が離席している際には「瞬時に暗く」とするという第3の実施例の存在や②斬新な「視認性」を目指すものであることに照らすと、乗員に対して視覚に訴えることにより効果を与えるものではある。一方、キースイッチのオフを契機として制御を開始するものであり、指針や目盛り板を注視する必要がないものの、その存在あるいは光が視界に入る状況下で、キースイッチのオフに伴って、指針や目盛り板が瞬時に暗くなるという唐突感を生じさせず、違和感なくスムーズに減光することで、乗員に良好な心理的效果を与えるものと解される。

そうすると、本件発明と周知技術1とは、フェードアウトによる「何らかの良好な心理的效果」を得ようとする点で、同一の技術的意義を有する。

#### イ 引用発明への周知技術1の適用について

引用発明は、イグニッションキーが投入されていないときに車両用計器の全面が暗黒となるブラックアウト型において、指針のみが観視されることを防止してブラックアウト効果が保たれるようにし、観者に対する違和感を防止するという効果を狙ったものである。そして、フェードアウトによる何らかの良好な心理的效果を得ようとすることは、照明技術における一般的な課題であり、また、フェードアウトが種々の照明に適用されていることを踏まえると、観者に対する違和感の払拭という心理的效果を目指した引用発明において、目盛り板（又は指針）照明装置の制御手段として良好な心理的效果を目指した周知技術1を適用して、照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することは、当業者にとって容易に着想し得ることである。

### （2） 本件発明3の容易想到性について

上記に述べたことに加え、「指針の照明の消灯と計器板の照明の消灯とのタイミングをずらすようにした車両用計器類照明装置」との公知技術2を踏まえると、引用発明において、「指針照明装置」の消灯と「目盛り板照明装置」の消灯とのタイミングとをずらすようにすることは、当業者が容易に想到し得ることである。そして、本件発明2の相違点2に係る構成である、照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することと公知技術2を併せて構成した場合には、「目盛り板照明装置」及び「指針照明装置」の各照射光の輝度低下度合いが相互に異なるものとなるところ、照明灯の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御するフェードアウトは周知であることに加え、照明装置を

用いた意匠演出において、複数の照明灯についてタイミングをずらして消点灯ないし減増光して一定の演出効果が得られることはありふれたことであることを考慮すれば、このような構成を合わせて採用することも、当業者にとって容易に想到できることである。

(3) 以上から、本件発明 1 ～ 3 の進歩性を肯定した審決の判断はいずれも誤りであり、原告の取消事由には理由がある。